

## 保健企画課

- 「新型コロナウイルス感染症対応における関係機関との連携・体制づくり」
- 「健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進第2期計画の次期計画策定に向けた取り組み」
- 「庁内保健師の人材育成」

# 新型コロナウイルス感染症対応 における関係機関との連携・体制づくり



※「新型コロナウイルス感染症対応における関係機関との連携・体制づくり」内の日付については、すべて令和2年です。

## ◆新型コロナウイルス感染症対応は健康危機管理としての対応

- 1月16日保健所と危機管理課による協議
- 1月24日「新型コロナウイルスに係る部局等危機管理対策本部会議」
- 1月27日「八尾市危機管理対策本部」の設置

本部長(市長)

副本部長(副市長、教育長、病院事業管理者、水道事業管理者)

関係各課

以降、状況に応じて「関係部局会議」と「本部会議」を開催することとなった。  
全庁一丸となる取り組みはここに始まり、引き続き現在も行われている。

## ◆健康危機管理としての保健所の役割

- ①市内医療機関と連携し情報収集・提供、感染拡大の抑制
- ②関係機関との連携体制の整備や保健所内の体制づくり
- ③保健所管内関係機関対策会議を開催し地域における対策の推進
- ④積極的疫学調査の実施と情報収集
- ⑤適切な医療提供のための市内医療機関との緊密な連携と必要な支援や調整を行う
- ⑥国・府からの物資調整(受け入れ→病院への手配)
- ⑦物資の備蓄・管理

# ◆保健所が担う主な役割

- ◆ 発生動向の把握
- ◆ 感染拡大防止の啓発・情報発信
- ◆ 医療・検査体制の確保
- ◆ 患者対応

- ①積極的疫学調査
- ②感染・検査・医療相談対応
- ③検査受診調整（濃厚接触者検査、幅広検査、集中検査）
- ④入院調整、宿泊療養調整（就業制限、入院勧告）
- ⑤患者移送調整
- ⑥公費負担手続き
- ⑦自宅療養者・濃厚接触者の健康観察
- ⑧肺炎重症化予防のための外来受診、入院医療調整

## ◆医療体制の整備・関係機関との調整

医師会等と保健所との連携体制の強化、医療機関からの相談から帰国者・接触者外来への受診引継ぎ、検体検査、感染症指定医療機関への移送、積極的疫学調査に至る流れを協議、確認するなど、連携を密にすべく取り組んでいる。

### ①医療関係者との連携

- ・1月中旬～受け入れ病院との連絡調整開始
- ・1月27日 医療機関への情報提供について協議開始
- ・1月29日 所長と医師会長が面談。医師会と保健所との相談連携体制の強化について確認
- ・1月30日 令和元年度 感染症発生動向調査委員会開催  
(医師会幹部、府感染症情報センター長との意見交換)

- 3月13日 新型コロナウイルス感染症意見交換会開催  
(医師会幹部、歯科医師会幹部、国立感染症研究所との意見交換)
- 3月26日 新型コロナウイルス感染症対策連絡会開催  
(三師会幹部、市内11病院、国立感染症研究所との意見交換)
- 3月27日 医療機関への通知(所長・医師会長の連名)  
「新型コロナウイルス感染症に関する医療現場での対応について」
- 4月10日 指定外医療機関(帰国者接触者外来設置)トップとの懇談  
(当該2病院の総長・院長と保健所長との意見交換 )

#### <八尾市立病院との連携>

国・府等からの通知や連絡については、市立病院をはじめ、市の関係部局に速やかに情報提供しており、これらへの対応についての相談・助言等にも連携を密にし取り組んでいる。

## ②八尾市立病院との連携

- ・病院医師の兼務発令による人的支援(R2年4月1日付)  
火・木 午後 医師1名  
事例検討、濃厚接触者検査等に従事
- ・検査体制の拡充  
ドライブスルー検査の実施(4月～)



### ③医療機関への各種支援

○新型コロナウイルス感染症に係る検査体制及び患者の受入体制拡大を進めるため、診察・検査体制の確保を行った医療機関に対し、次の各種支援を実施

- ①新型コロナウイルス感染症患者入院受入病院支援金
- ②新型コロナウイルス感染症医療体制確保支援金
- ③診療所等に向けた新型コロナウイルス感染症医療体制確保支援金

○医療の機能維持の観点から、令和2年3月以降、市内企業よりご寄贈いただいたマスクや厚生労働省マスク等物資対策班からの医療機関向けマスク約26万枚等を市内医療機関に配布

## ④消防(救急)との連携

消防本部・消防署(救急隊)とは、2月4日付総務省消防庁通知「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」を基本として、24時間対応の協力体制を取っている。

1月31日から患者移送につき消防本部と協議に入り、救急隊と保健所感染症担当において、患者の移送等に具体的な手順確認の訓練を実施した(2月20日)

- ・救急要請時には保健所と調整し、帰国者・接触者外来へ救急隊が搬送
  - ・患者もしくは傷病者の受け入れ先医療機関の調整及び確保…保健所
  - ・本件に係る救急搬送…消防本部救急隊

### ・移送について

感染症法における移送については、保健所所管の業務であるが、今回の新型コロナウイルス感染症の対応については、特に発生早期は、迅速かつ円滑な対応が求められる状況にあることから、当初は消防本部の協力のもと、保健所保健師が救急車に同乗し、救急隊による移送を行うこととしていた(現在は救急隊が単独で移送を行っている)。

## ⑤積極的疫学調査の実施と情報収集

- ・技術的指導・助言 ～ 大安研 本村先生、国立感染研 砂川先生

## ⑥庁内連携について

- ・部内応援から全部局対応の応援体制に(専門職・事務職)
- ・3月19日～庁内応援等で、保健師1、事務職3配置
- ・4月13日 第12回危機管理対策本部会議  
緊急対策チームの設置  
保健師7名に兼務発令(～6/30)
- ・感染予防措置として  
時差出勤、在宅ワーク、通勤交通手段の変更、  
オンライン会議等の実施
- ・職員の感染時における適切な対応

## ◆市民への啓発・情報発信

- 1月16日国内患者発生報道
- 1月17日からホームページ(注意喚起・予防策等)の掲載
- 2月1日 COVID19指定感染症に指定
- 2月1日 啓発チラシ(今、市民の皆様にとってほしいこと～新型コロナウイルス感染症について～中国語あり)の作成・周知  
→ホームページ掲載及び市公共施設等での掲示
- 市政だより3月号(2月20日)で「新型コロナウイルス感染症等に備えて」記事掲載
- 外国人対応は、本市啓発チラシ中国版の他、大阪観光局の相談窓口で8か国語対応
- 防災無線、パッカー車等公用車での市内アナウンス(4/7～5/21)
- 鉄道駅での啓発放送
- マスコミを利用した注意喚起  
FMちゃおでのアナウンス、TV出演(ABC朝日放送、読売テレビ)

## ●TV出演「キャスト」「かんさい情報ネットten」「情報ライブ ミヤネ屋」

■番組 ABC朝日放送6ch

『キャスト』

■放送日時

2020年4月9日(木)午後3時48分～7時00分(当該部分の放送時間は午後6時20分頃)

■内容

新型コロナウイルス感染症対策に日夜取り組む、市保健所の様子が放送された。

■番組 読売テレビ10ch

①『かんさい情報ネットten.』

②『情報ライブ ミヤネ屋』

■放送日時

①2020年4月17日(金)午後4時47分～5時52分・6時15分～7時

②2020年4月20日(月)午後1時55分～3時50分

■内容

新型コロナウイルス感染症対策に日夜取り組む、市保健所の様子が放送された。

市民生活への影響は多岐にわたる

- ・学校・幼稚園・保育所の自粛、イベント・講演会等の中止
- ・各種健診や検診、講座や教室関係の中止等

## ◆まとめ

### ①全市体制で取り組む

- ・発生早期から市長をトップとした危機管理対策本部を設置
- ・市の機関として消防・市立病院と緊密に連携
- ・消防(患者移送)、病院(検査・入院)

日頃からの  
つながりが大事

### ②クラスター対応

- ・さかのぼり接触者調査を実施
- ・専門家による技術的助言により保健所職員のスキルアップ



### ③医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携・協力体制

- ・かかりつけ医、かかりつけ歯科医、  
かかりつけ薬局(薬剤師)を中心にした医療体制の確立

# 健康日本21八尾第3期計画及び八尾市食育推進 第2期計画の次期計画策定に向けた取り組み

## 令和2年度の取り組みについて

【令和元年度の経過】 ●令和元年9月 第1回 八尾市健康日本21八尾計画及び食育推進計画審議会(以下、「計画審議会」という)を開催

- ・次期計画策定の基本的考え方を共有
- ・次期計画を「八尾市健康まちづくり宣言のアクションプラン」として位置づけ

【令和2年度】

● 令和2年11月 第2回 計画審議会を開催

- ・現行計画の進捗状況等について報告
- ・計画期間の変更(6カ月延伸)
- ・次期計画の構成を「基本計画」と「行動計画」の2階層とする
- ・「基本計画」は計画審議会、「行動計画」は専門部会を設置し検討する

● 令和3年3月 第3回 計画審議会を開催

- ・現行計画の総括
- ・次期計画の骨子を作成(基本理念・基本目標・基本方針)



## 令和3年度の取り組みについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、次期計画策定を延期していたが、9月より審議を再開

- 計画期間の変更
- 基本計画の検討
- 行動計画の検討(専門部会を設置、開催)
- パブリックコメントの実施



令和4年3月 策定



# 庁内保健師の人材育成

## 「保健師人材育成指針」策定の経過

### ●平成30年度

- ・中核市移行に伴う保健所の設置により新任保健師が増加
- ・管理期や中堅期の保健師が少ない中、新任保健師の増加と保健師の分散配置等で、「専門職としての保健師の育成」が課題となる。
- ・庁内保健師のアンケート等から、「専門職としてのキャリア形成の明確化」の必要性が示される。

### ●令和元年度

- ・庁内保健師のワーキング会議を設置し、「人材育成指針」策定の検討

### ●令和2年度

- ・保健師人材育成指針の策定

## 「保健師人材育成指針」の内容

めざすべき保健師像や新任期、中堅期、管理期の各期で獲得したい保健師の能力と推進体制等を示した。

＜めざすべき保健師像＞

【1】市民に寄り添い

【2】それぞれの部署との連携を強みとし

【3】日頃の実践を大切にし、自ら考えて行動する保健師



## 保健師育成支援事業の実施

- ・新任期保健師育成支援事業の実施（7回）

新任期保健師に対して、専門的知識や経験を有する保健師が、家庭訪問等に同行し、必要な助言・指導を行った。

- ・保健師の研修等への参加

管理期保健師を対象とした研修等に、オンライン開催や書面開催により、参加した。（計3回）